

現場説明書 (令和8年4月1日以降適用)

工事名：R8企総管 川口発電所 送電線遮断器取替工事（一部債務負担）

法令及び規格

1 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工に当たり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 電気設備技術基準
- (2) その他関係法令等
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (4) 大気汚染防止法

2 適用規格

本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (3) 日本電機工業会規格（JEM）
- ただし、交流の相色別及び盤内配線の電線被覆の色別については、旧規格を使用する。
- (4) 日本電線工業会規格（JCS）
- (5) 日本電気技術規格（JESC）
- (6) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (7) 電気協同研究（一般社団法人電気協同研究会）
- (8) 建築設備耐震設計・施工指針
- (9) 消防法
- (10) その他関係規格、基準等

書類関係

1 図書の承諾

受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- | | | |
|-----------------------------|-------------|------|
| (1) 図面類（外形図、組立図、展開接続図、施工図等） | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (2) 納入機器及び材料の仕様（仮設機器含む） | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (3) 強度計算書 | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (4) 立会検査要領書 | 検査予定30日前までに | 2部 |
| (5) その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

2 提出書類

受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて作成した成果品（正・副各1部）を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる納品を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- | | | |
|------------------------------|---------------|----|
| (1) 施工計画書 | 現場工事着手30日前までに | 2部 |
| (2) 工事打合せ議事録（電子メール等を活用しない場合） | 打合せ後7日以内 | 1部 |
| (3) 月間及び週間工程表 | | 1部 |
| (4) 据付記録（速報） | 実施後3日以内 | 1部 |
| (5) 検査及び試験記録（速報） | 実施後7日以内 | 1部 |

現場説明書（令和8年4月1日以降適用）

工事名：R8企総管 川口発電所 送電線遮断器取替工事（一部債務負担）

- | | | |
|----------------------------|----------------|----|
| (6) 工事写真 | 工事しゅん工検査請求日までに | 3部 |
| (7) 完成図書 | 工事しゅん工検査請求日までに | 3部 |
| ア 完成図面（外形図、組立図、展開接続図、施工図等） | | |
| イ 据付記録 | | |
| ウ 検査及び試験記録 | | |
| エ 月間及び週間工程表 | | |
| オ 施工計画書 | | |
| カ 取扱説明書 | | |

なお、完成図書のスタイルは、監督員の指示による。

- | | |
|-------------------|------|
| (8) その他監督員が指示する図書 | 必要部数 |
|-------------------|------|

設計及び製作

1 一般事項

- (1) 取替機器及び仮設機器（以下：機器）は、使用条件を満足し、かつ、既設備と十分に協調のとれたものとするとともに、保守が容易で耐久性に優れた信頼性の高いもので、異常時の処置が安全かつ容易に行える構造でなければならない。
- (2) 使用する部品は、安全性・耐久性・互換性を考慮し、入手容易な汎用品から選定すること。また、各機器は地球環境を考慮し、できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに、設計においては十分配慮しなければならない。なお、可能な限り徳島県グリーン調達等推進方針に準じるものとする。
- (3) 各材料及び機器等は、個々に特性検査、性能検査を実施し、合格したものを使用すること。
- (4) 製作完了後、工場内で諸試験を行い、不適当な箇所が発見された場合は、直ちに修正又は取り替えを行い、支障のないことを十分確かめなければならない。
- (5) 各機器の製作にあたっては、耐震性及び耐雷性を考慮しなければならない。なお、遮断器用新設基礎は現場環境に考慮して設計すること。さらに、遮断器類の耐震性については新設基礎及び発電所建屋天井部分を含めた強度計算を実施し、問題が無いことを確認した上で発注者の承諾を得ること。また、各機器は、常時発生する騒音を極力抑えたものとする。
- (6) 特に記載されていない付属品等で、機能上当然必要な部品については、機器に含むものとする。
- (7) 盤内はできるだけ充電部が露出しない構造とし、露出した充電部はカバーを取り付ける等の安全対策を施すものとする。また、配線においては、制御用ケーブルと電源ケーブルの経路が近接しないように留意すること。
- (8) 取替機器の扉裏面には、図面収納ケースを設けること。
- (9) 取替機器の盤内の配線は、束配線又はダクト配線方式とし、必要に応じてケーブルサポートを設けること。配線の端子接続部分には、配線記号を付すか、配線符号を付したマークバンド又はチューブを取り付けること。
- (10) 取替機器の外部ケーブルの引込穴、引出穴には、塞ぎ板を取り付けること。塞ぎ板は、難燃性のものとし、十分な強度を持ち、かつケーブルに損傷を与えないものとする。
- (11) 取替機器の補助回路に用いる電線は、JIS C 3307-2000 又は JIS C 3316-2008 に規定された電線を使用し、電線の断面積は、原則として 1.25mm² とする。ただし、計器用変成器の二次回路に用いる電線の断面積は原則として 2mm² の電線を使用する。また、電流容量・電圧降下などに支障がなく、保護協調が取れる場合は、これより細い電線を使用しても良い。
- (12) 取替機器の主要部品には、回路図と照合できる記号あるいは番号を付けるものとする。また、取扱いの上で特に注意を要する箇所には、赤字にて表示するものとする。

現場説明書 (令和8年4月1日以降適用)

工事名：R8企総管 川口発電所 送電線遮断器取替工事（一部債務負担）

- (13) 取替機器の塗装は、十分な耐候性を有するものとする。
- (14) 荷造りは、防湿等を考慮し、輸送上必要な注意事項を明記すること。また適当な転倒防止の方法を講ずるなどして堅固に行い、輸送中に損傷のないよう十分注意すること。

2 機器の仕様

機器は、次の仕様を満足するものとする。

(1) 共通事項

ア 各機器は、各種定格値のほか製造者、品名、形式、総重量、製造年月等を銘板にて表示しなければならない。

(2) 取替機器の仕様

ア 真空遮断器

1 台

(7) 使用場所	屋外
(4) 定格電圧	72kV
(5) 定格耐電圧	350kV（雷インパルス）、140kV（短時間商用周波（実効値））
(6) 定格電流	1200A
(8) 定格周波数	60Hz
(9) 定格遮断電流	20kA
(10) 定格過渡回復電圧	0.75kV/us
(11) 定格遮断時間	5 サイクル
(12) 動作責務	A
(13) 消弧方式	真空消弧
(14) 定格閉路操作電圧	DC100V
(15) 定格制御電圧	DC100V
(16) BCT 一次	200/5A、1PS、40VA、n>20、3 相、20kA/1s
(17) BCT 二次	200/5A、1PS、40VA、n>20、3 相、20kA/1s
(18) がいし	66L 号以上
(19) 塗装色	マンセル 5Y7/1 全つや
(20) 付属品	入切表示灯（LED）、取付ボルトナット類、相表示、 主回路端子アダプタ、銘板（仕様、機器番号等）、グリス類、 蓄勢ハンドル、予備品・付属品箱

(21) その他

- a 機側にて手動投入、開放操作ができること。
- b スペースヒータ（サーモスタット付き）及びコンセントを設けること。
- c 既設架台を流用する場合は、現場塗装を行うこと。

イ 付属品

付属品として次のものを納入すること。

(7) 補助リレー類	各種実装数の 20%以上（各 1 個以上）
(4) LED 表示灯、信号灯	各種実装数の 20%以上（各 1 個以上）
(5) ヒューズ類	各種実装数の 100%以上（各 1 個以上）
(6) コイル	各種実装数の 100%以上（各 1 個以上）
(8) その他標準予備品	

現場説明書 (令和8年4月1日以降適用)

工事名：R8企総管 川口発電所 送電線遮断器取替工事（一部債務負担）

(3) 仮設機器の仕様

ア 高圧気中開閉器（屋外用）		1 台
(7) 定格電圧	7.2kV	
(イ) 定格電流	200A 以上	
(ウ) 定格周波数	60Hz	
(エ) 保護種別	方向性	
(オ) 相数	三相	
(カ) 内蔵機器	LA、VT	
(キ) 付属機器	SOG	
イ 高圧キュービクル（屋外用）		1 面
(7) 内蔵機器		
a 断路器		1 台
(a) 定格電圧	7.2kV	
(b) 定格電流	200A 以上	
(c) 周波数	60Hz	
(d) 相数	三相	
b 高圧真空遮断器		1 台
(a) 定格電圧	7.2kV	
(b) 定格電流	400A 以上	
(c) 定格遮断電流	8.0kA 以上	
(d) 周波数	60Hz	
(e) 相数	三相	
(f) 保護継電器	OCR、DGR	
(g) その他	ZPD、VT	
(イ) 計測表示	交流電圧、交流電流（アナログ又はデジタル）	
(ウ) VCT 搭載スペース	不要（VCT は屋外設置予定）	
(エ) LBS 搭載スペース	必要（搭載する LBS（負荷開閉器）はエナジーサポート株式会社製 PFS-205TM-R-A（徳島県企業局保管品））	

3 既設機器の仕様

既設機器の仕様は、次のとおりである。

(1) ガス遮断器

ア 製造者	株式会社東芝
イ 型式	GSM-72AP
ウ 定格電圧	72kV
エ 絶縁階級	60 号
オ 定格電流	1200A
カ 定格周波数	60Hz
キ 定格遮断電流	20kA
ク 定格投入電流	50kA
ケ 定格過渡回復電圧	0.75kV/us
コ 定格短時間耐電流	20kA

現場説明書 (令和8年4月1日以降適用)

工事名：R8企総管 川口発電所 送電線遮断器取替工事（一部債務負担）

サ 定格遮断時間	5 サイクル
シ 定格開極時間	0.035 秒
ス 動作責務	A
セ 消弧方式	SF6 ガス吹付
ソ ガス	SF6 ガス、5kg/cm ³ 、16kg
タ 操作機構	電動ばね、手動、DC100V
チ 制御電圧	DC100V
ツ BCT 一次	200/5A、1PS、40VA、n>20、3 相、20kA/1s
テ BCT 二次	200/5A、1PS、40VA、n>20、3 相、20kA/1s
ト 外形寸法	縦 2474×横 1558×高さ 3307mm
ナ 総重量	2500kg
ニ 機器番号	774

現場工事

1 一般事項

- (1) 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工要領等について監督員と協議を行わなければならない。
- (2) 受注者は、現場工事の施工に際し、十分な経験を有する技術員が適用規程等を遵守の上で施工し、工事対象外設備の運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
- (3) 受注者は、作業の安全性確保のため、表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- (4) 受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。
- (5) 受注者は、工事終了後速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。
- (6) 現場工事に必要な測定及び調査は、全て受注者の責任において行い、その不良による手戻りが生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- (7) 発注者の設備機器の運転、停止及び開閉操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の許可を得た場合はこの限りでない。
- (8) 本工事により不良個所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議する。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修する。
- (9) 受注者は、本工事に必要な荷受け、仮置等の場所として構内を使用する場合は、事前に監督員の許可を得て使用し、許可された場所以外を使用してはならない。
- (10) 本工事に使用する建設機械については、現場状況調査の上で決定すること。
- (11) 危険物の取扱い及び仮置きには十分注意し、定められた対策を講じるものとする。
- (12) 受注者は、現場作業員喫煙者に対し喫煙所を設け、それ以外での喫煙を禁止すること。
- (13) 各機器は地震等により転倒しないようにアンカーボルト及び支持金物で床面及び壁面に堅固に固定すること。

現場説明書（令和8年4月1日以降適用）

工事名：R8企総管 川口発電所 送電線遮断器取替工事（一部債務負担）

2 現場工事詳細

現場工事の詳細は、次に掲げるとおりとする。

(1) 仮設受電設備の設置

- ア 送配電事業者及び小売電気事業者へ仮設受電による系統連系等に係る届出に必要な書類の作成及び提出を行う。なお、仮設機器による受電の開始が「4 諸条件」に示す設備停止時期に滞りなくできるよう留意する必要がある。また、書類作成に当たり必要な既設機器の仕様等については発注者から提供するものとする。
- イ 仮設高圧キュービクル及び仮設高圧気中開閉器を設置し、配管及び配線を行う。なお、仮設高圧キュービクル及び仮設高圧気中開閉器は賃貸するものとし、その期間は令和9年12月中旬から令和10年3月中旬の約3か月間を予定している。また、仮設受電に係る配管・配線類や仮設高圧キュービクルに搭載する負荷開閉器は企業局保管品を使用すること。
- ウ 「4 諸条件」に示す設備停止時期までに機器の動作試験、保護装置試験及び絶縁耐力試験等を実施し、配電線から受電可能な状態とする。
- エ 通常時受電系統から仮設受電へ切替えを行う。

(2) 既設機器等の撤去

- ア 既設遮断器撤去の支障にならないように既設ケーブルを引戻す。
- イ 既設遮断器内のSF6ガスについて現地回収を行い、処理施設まで運搬し処分を行う。
- ウ 既設遮断器を撤去し、搬出する。
- エ 遮断器用基礎を撤去する。

(3) 新設機器等の新設

- ア 遮断器用基礎を新設する。
- イ 製作した遮断器を据付ける。
- ウ 引き戻していた既設ケーブルを新設機器に接続する。
- エ 単体調整及び試験を行う。
- オ 新設基礎部分の塗膜防水処理を行う。

(4) 仮設受電設備の撤去

- ア 仮設受電から通常時受電系統への切替えを行う。
- イ 仮設高圧キュービクル、仮設高圧気中開閉器、配管及び配線を撤去する。なお、配管、配線類及び負荷開閉器は監督員が指定する場所に保管するものとする。

3 現場工事個所

現場工事個所は、次に掲げるとおりとする。

徳島県那賀郡那賀町吉野 川口発電所

4 諸条件

本工事に関する諸条件は次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 送配電会社 | 四国電力送配電株式会社 |
| (2) 受電方式 | 66kV、60Hz、架空線 |
| (3) 使用用途 | 送電線引出口（＃774） |
| (4) 設置場所 | 屋外 |

現場説明書（令和8年4月1日以降適用）

工事名：R8企総管 川口発電所 送電線遮断器取替工事（一部債務負担）

(5) 道路荷重制限

14t（川口ダム堤体上道路）

(6) 設備停止予定期間

令和10年1月12日から2月25日の連続45日間

ただし、他工事又は送配電会社との調整の結果、前後する
場合がある。

検査及び試験

1 工場立会検査及び試験

次に掲げる機器については、原則として、工場立会検査及び試験を実施するものとし、装置の製作状況及びその機能等については了承を得た後に現場へ搬出するものとする。

(1) 対象機器

本工事で納入される機器一式とする。（仮設機器を除く）

(2) 検査及び試験内容

- ア 構造検査
- イ 開閉検査
- ウ 抵抗測定試験
- エ 絶縁抵抗測定試験
- オ 商用周波耐電圧試験
- カ その他監督員の指示する項目

2 現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。

なお、その結果不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

(1) 取替機器の検査及び試験内容

- ア 員数検査
- イ 構造検査
- ウ 開閉検査
- エ シーケンス試験
- オ 絶縁抵抗測定試験
- カ 商用周波耐電圧試験
- キ その他監督員の指示する項目

(2) 仮設機器の検査及び試験内容

- ア 員数検査
- イ 絶縁耐力試験
- ウ 保護装置試験
- エ 高圧機器の開放動作試験
- オ 接地抵抗測定試験
- カ その他監督員の指示する項目

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 川口発電所 送電線遮断器取替工事(一部債務負担)

工 程

1 他工事等との調整 (対象 有)

- 1 本工事区間近くの川口ダム堤体道路上で別途「R8企総管 川口ダム 3号洪水吐ゲート巻上機取替工事(一部債務負担)」を発注(予定)である。このため、工程やヤード等について受注者同士で調整すること。

2 施工の制限(対象 有)

本工事の現場施工にあたっては、下記設備停止期間に行うものとする。また、R9年9月～R10年3月の間、川口ダム左岸側からの通行は出来ないため、右岸側から搬入及び搬出を行うものとする。
【設備停止期間】R10年1月12日～R10年2月25日

3 作業時間帯(対象 無)

4 工事履行報告書(対象 無)

5 その他(対象 無)

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード(対象 無)

2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 無)

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 無)

公 害 対 策

1 事業損失防止対策(対象 無)

2 濁水処理(対象 無)

3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

1 交通安全施設等(対象 無)

2 交通誘導警備員(対象 無)

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

4 建設用防護管(対象 無)

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 川口発電所 送電線遮断器取替工事(一部債務負担)

建設副産物

1 建設発生土の利用(対象 無)

2 建設発生土の搬出(対象 無)

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。

4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート殻	金属くず(有価)	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック類	
対象物	○	○	○	○	

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮設備

1 床掘(対象 無)

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

3 仮設防護柵工(対象 無)

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 川口発電所 送電線遮断器取替工事(一部債務負担)

7 異常出水の処置(対象 無)

そ の 他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

2 標準断面図板設置の省略(対象 有)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

※(対象 無)の場合は、標準断面図板の設置が必要である。

3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

※(対象 無)の場合は、しゅん工標の設置が必要である。

4 施工計画書(対象 有)

受注者は、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-5の規定に基づき、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

9 水抜孔(対象 無)

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 川口発電所 送電線遮断器取替工事(一部債務負担)

- 10 種子吹付(対象 無)
- 11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)
- 12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)
- 13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)
- 14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)
- 15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)
- 16 新技術の活用について(対象 無)
- 17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)
- 18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)
- 19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/>